

学習塾講師能力評価システム運営実施細則

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この細則は、学習塾講師能力評価システム運営規程（以下「規程」という）の適正な運用を図るため実施の細目について定めるものとする。

(規程第2条の二のイに定める費用)

第2条 規程第2条の二のイに定める検定の費用は3,000円（税込）とする。

(規程第10条に定める費用)

第3条 規程第10条第3項に定める費用は4,730円（税込）とする。

(規程第14条に定める費用)

第4条 規程第14条第2項に定める費用は8,470円（税込）とする。

(規程第23条に定める費用)

第5条 規程第23条第2項に定める費用は8,470円（税込）とする。

(規程第32条に定める費用)

第6条 規程第32条第2項に定める費用は2,750円（税込）とする。

(規程第11条第4項に定める試験会場)

第7条 規程第11条第4項に定める試験場所は次の通りとする。

- 一、協会が定める試験会場（以下「本会場」という。）
- 二、協会が認める各種団体等が設置した試験会場（以下「準会場」という。）

(準会場)

第8条 準会場は、必要に応じて企業・NPO・学校・団体等が指定した会場を試験場所として提供するものを指す。

2 特段の事情のない限り、準会場の試験管理は協会が行うものとする。ただし、当該試験管理を契約を締結した上で、外部に委託することができる。

(準会場設置の申請)

第9条 企業・NPO・学校・団体等は、準会場を設置する場合、あらかじめ準会場設置申請書（様式A）を協会に提出するものとする。

(規程第11条第4項に定める試験日時)

第10条 規程第11条第4項に定める試験日時は、あらかじめ準会場設置申請書を提出し

た者が協会と協議の上、制度運営上適切かつ合理的な日時とする。

(試験実施体制)

第11条 規程第11条第4項に定める試験場所には、次に掲げる者を配置する。

一、試験実施責任者

二、試験監督者

2. 前項の一に定める者は、協会の指定した協会関係者とする。

3. 前項の二に定める者は、協会の指定した試験監督業務の能力を有する者とする。

(試験実施責任者)

第12条 試験実施責任者は、試験会場において試験業務を統括する。

2 役員・職員以外の試験実施責任者に次の費用を支給するものとする。

一 日当 6,000円(実働3時間以内の場合)

ただし、実働時間が3時間を超過した場合は、1時間当たり2,000円を追加支給できるものとする。

二 交通費・宿泊費 JJAの旅費規程による。

(試験監督者)

第13条 試験監督者は、試験会場において試験実施責任者の指示に基づいて試験を管理運営し、具体的に試験業務を遂行する。

2 試験監督業務は、試験問題用紙及び答案用紙、解答用紙等の管理を含むものとする。

(試験監督業務の委託)

第14条 協会は必要に応じて第12条及び前条の業務を委託することができる。

ただし、委託にあたっては業務委託契約を締結するものとする。

2 準会場の場合、前項にあたり生じる費用のうち、人件費及び旅費相当額は準会場設置を申請した者が負担するものとする。

(規程第32条に定める様式)

第15条 規程第32条第2項に定める次の書類の様式を定めるものとする。

(1) 学習塾講師検定資格更新登録申請書(様式B)

(2) 所定の様式による学習塾講師検定資格更新用課題レポート(様式C)

(学習塾講師検定資格更新用課題レポート)

第16条 更新申請者が前条(2)に定める学習塾講師検定資格更新用課題レポート(以下「課題レポート」という。)を提出したときは、次の手順により適切に処理するものとする。

(1) 課題レポートにおいて要求する改善の取り組みが十分行われたことを確認した場合は、更新を可とし、更新後の有効期間に対応する認定証を交付すること

(2) 課題レポートにおいて要求する改善の取り組みが不十分な場合、その度合いによっ

て類型化し、報告を義務付けること

(規程第 32 条に定める更新申請に関する要件)

第 17 条 規程第 32 条第 3 項に定める更新申請に関する要件は、前条 (2) の報告を行うことを指す。

附 則

この細則は、平成 20 年 5 月 12 日から実施する。

平成 20 年 6 月 9 日改正。

平成 20 年 9 月 21 日改正。

平成 25 年 5 月 12 日改正。

平成 26 年 4 月 1 日改正。

令和 2 年 3 月 15 日改正。

令和 4 年 5 月 15 日改正。

※第14条(2)「類型」に係る付記

[類型1]資格取得時のフィードバックシートにおいて点数の低かった評価項目に関する改善の取り組みのうち「計画」、「実行」、「検証」のすべてが不実施だった場合、更新申請者は改善要求の日から12か月以内に当該評価項目について改善の取り組みを協会に報告すること

[類型2]資格取得時のフィードバックシートにおいて点数の低かった評価項目に関する改善の取り組みのうち「実行」、「検証」のいずれも不実施だった場合、更新申請者は改善要求の日から12か月以内に当該評価項目について改善の取り組みを協会に報告すること

[類型3]資格取得時のフィードバックシートにおいて点数の低かった評価項目に関する改善の取り組みのうち「検証」が不実施だった場合、更新申請者は改善要求の日から3か月以内に当該評価項目について改善の取り組みを協会に報告すること